

江府町条例第24号

江府町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

江府町長 白石祐治

江府町税条例の一部を改正する条例

江府町税条例(昭和45年江府町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後		現行																																										
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2~3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄付金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第4項に規定する寄付金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄付金とする。		(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2~3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄付金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第4項に規定する寄付金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄付金とする。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td> <td>鳥取市瓦町6 01</td> <td>令和7年1月1日 から令和11年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町才代299</td> <td>令和5年1月1日 から令和9年12月31日</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td>令和2年8月1日 から令和7年7月31日</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ</td> <td>鳥取市用瀬町屋住278</td> <td>令和元年8月1日 から令和6年7月31日</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人未来</td> <td>倉吉市東仲町2571</td> <td>令和3年11月1日 から令和8年10月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>		名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町6 01	令和7年1月1日 から令和11年12月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日 から令和9年12月31日	(削除)			特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日 から令和7年7月31日	特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日 から令和6年7月31日	特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日 から令和8年10月31日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td> <td>鳥取市瓦町6 01</td> <td>令和2年1月1日 から令和6年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町才代299</td> <td>令和5年1月1日 から令和9年12月31日</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人十人十色</td> <td>鳥取市用瀬町安蔵991番地</td> <td>平成30年8月1日 から令和5年7月31日</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td>令和2年8月1日 から令和7年7月31日</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ</td> <td>鳥取市用瀬町屋住278</td> <td>令和元年8月1日 から令和6年7月31日</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人未来</td> <td>倉吉市東仲町2571</td> <td>令和3年11月1日 から令和8年10月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町6 01	令和2年1月1日 から令和6年12月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日 から令和9年12月31日	特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991番地	平成30年8月1日 から令和5年7月31日	特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日 から令和7年7月31日	特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日 から令和6年7月31日	特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日 から令和8年10月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間																																										
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町6 01	令和7年1月1日 から令和11年12月31日まで																																										
特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日 から令和9年12月31日																																										
(削除)																																												
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日 から令和7年7月31日																																										
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日 から令和6年7月31日																																										
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日 から令和8年10月31日まで																																										
名称	主たる事務所の所在地	期間																																										
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町6 01	令和2年1月1日 から令和6年12月31日まで																																										
特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日 から令和9年12月31日																																										
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991番地	平成30年8月1日 から令和5年7月31日																																										
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日 から令和7年7月31日																																										
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日 から令和6年7月31日																																										
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日 から令和8年10月31日まで																																										

NPO法人え がおサポート	米子市新開 六丁目11-6	令和8年1月1日 から令和12年12 月31日まで	(追加)		
------------------	------------------	---------------------------------	------	--	--

附 則
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。